

(要望項目)

(1) エンブルシティ島田（旧ジャスコ島田店跡地）の開発について（継続）

平成 11 年 9 月にジャスコ島田店が閉店して以来、空き店舗となっていた旧ジャスコ島田店跡地に部屋数 70 戸のマンション（エンブルシティ島田）が分譲されました。中心市街地の定住人口増は、島田市の商業、特に中心市街地の商店街にとって正に商機到来であり、個店並びに商店街の魅力を増し、地元での購買促進を図っているところに、更にもう一棟の分譲マンションとビジネスホテルの建設計画が提示されました。

ご承知の通り、エンブルシティ島田建設地は、中心市街地活性化の要所に位置付けられ、また、交通体系上から見ても、都市計画道路横井中央線と主要地方道島田吉田線が交差する本通商店街の角地に当たることから、新たな賑わいを創出する施設を設置することが可能な場所であり、この地区の開発は非常に重要なものであると言えます。

市におかれましては、今回計画されているマンション棟及びホテル棟の計画が周辺住民や商業者等の意見やコンセンサスを得た上で進められ、中心市街地の活性化に寄与するものになるよう、土地利用及びまちづくりの両面から本通側の低層階における商業系機能の充実と景観に配慮した適切な指導を行って頂きたく引き続き要望致します。

(回 答)

民間事業者による建設計画については、「土地利用事業の適正化に関する指導要綱」の規定に基づく事業に該当する場合は、審査及び承認を行い、適正な施行を指導します。

また、この地区につきましては、御指摘のとおり本市の中心市街地の一角であり、都市計画においても、商業地域に指定し、かつ、中央第三地区計画や高度利用地区の指定がされている地区であります。

このため、地区整備方針にも定めているとおり、本地区においては、土地の高度利用を図り商業環境を整備する中で商業業務施設が立地する地区を目指して、規制と誘導を図ってまいりました。

今後、新たにマンションが建設されることによる人口増加が予想されることから、当該箇所を含む、この地域についての将来像やまちづくりの方針を定める「新たな中心市街地活性化基本計画」の策定を計画していくよう、協議会の設立や調査業務を実施していく予定でありますので、御理解と御協力をお願いいたします。

(要望項目)

(2) まちづくりや地域コミュニティ形成を促進させる条例の制定について（継続）

ご高承の通り、地域における商店街は、商品の販売やサービスの提供だけでなく、地域の防災・防犯やお祭り等を通じた地域コミュニティの担い手としての役割を果たし、近年では高齢者・子育て支援や環境・リサイクル活動を行う等、地域にとって必要不可欠な存在であると言えます。

こうした背景を踏まえ、本県では、商店街で営業している大型店やチェーン店等に対し、商店街活動への積極的参加や地域貢献を求める「静岡県商店街振興及び活性化条例」を平成 25 年 4 月に施行しました。しかし、同条例はあくまでも理念条例であるため、個別具体的な内容は、地域の実情を踏まえた上で県内各市町において別途条例を制定するよう県として提唱されております。

市におかれましては、平成 27 年 3 月 20 日に「島田市商店街の活性化に関する条例(素案)」の意見交換会を開催し、商業者の現状と要望についてご理解を頂き制定の準備を進めていると伺っておりますが、消費者利益の保護及び商業の持続的発達等、まちづくりや地域コミュニティ形成を促進させる市独自の条例を早急に制定して頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

市では、平成 27 年 3 月に「島田市商店街の活性化に関する条例（素案）」を作成し、島田商工会議所を含めた関係団体の皆様との意見交換会を開催しました。

また、その際に皆様から出された御意見に基づき、条例（素案）を修正し、同年 11 月に再度関係団体の皆様との意見交換会を開催するとともに、本年 2 月 22 日には消費者の代表者を交えた意見交換会を開催しております。これまでの 3 度の意見交換会においては、御参加いただいた皆様から大変多くの御意見をいただいております、その調整に時間を要している状況です。

市といたしましては、商工会議所をはじめ、島田市商業者団体連絡協議会からも本条例制定の要望をいただいていることもあり、早期に制定をしたいと考えております。

このため、商工会議所におかれましては、商業者の意見の集約も含めて、御協力をいただきますようお願いいたします。

(要望項目)

(3) 市内中小企業に対する業務発注率の維持向上について(継続)

今日、地方は政府が掲げる「地方創生」推進のもと、各地域が主体となり、自ら発展の方策を考え、独自の取り組みを実行することによって、能動的に富を創出していくことが求められております。

こうした中、地域のインフラ整備の旗振り役とも言える地域建設業界の現状は、「公共事業予算の削減」や「建設建造から維持管理へ」という転換期を迎え、一層厳しい環境に置かれております。

業界全体が疲弊しつつあるこのような状況を反映し、若年の入職者は減少しており、このままでは専門技術・技能の承継が断絶してしまうことが危惧されております。

今後、魅力あるまちを創出し、交流人口の増加を図って行くに当たり、その一番の下支えの役割を果たす地域建設業界の健全な維持が図られるよう、市発注の公共工事におきまして、地元発注率を高めて頂きたいと引き続き要望致します。

また、小売業をはじめとするその他業界におきましても、厳しい経済情勢の中、若年労働者の確保に悩まされております。よって、一般物品の購入並びに各種業務委託契約に係る市内中小企業に対する発注率につきましても、その維持向上に努めて頂きますと共に、物品購入の発注における銘柄指定の場合は、計画予算取りに係る見積につきましても、競争性・公平性を確保して頂きたいと併せて要望致します。

(回答)

国は「官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律第4条」に基づき、「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を去る8月28日に閣議決定し、今年度新たに地方公共団体への協力依頼が追加されました。これにより、中小企業庁は、地方公共団体において講じられた措置の実施状況及び地方公共団体による官公需施策の事例等を取りまとめ、これらの情報を公表することとしています。また、新規中小企業者調達推進協議会を活用して、地方公共団体に対する情報提供に努めるとともに、地方公共団体が地域の強み・特色を活かして地域内の中小企業・小規模事業者の官公需における受注機会のさらなる増大を図るための方策について検討を行うこととしております。

島田市発注の公共工事におきましても、平成27年度中に入札契約制度の改正を実施し、来年度4月からさらなる市内業者受注率の向上に取り組んでいきます。

小売業をはじめとするその他業界におきましても同様に、市内業者で対応できるものは市内業者に、分離・分割した発注を行うことにより効果的な執行が可能なものは、分離・分割発注を行い、市内業者への発注に努めることとしました。また、計画予算取りの段階での見積もり依頼につきましても、あくまでも参考見積と判断しています。御理解をお願いいたします。

(要望項目)

(4) 工業用地の確保・整備及び工場跡地の有効活用について(継続)

市におかれましては、工業用地の確保・整備について、内陸フロンティア推進区域に指定された初倉・中河地区及び新東名高速道路 IC 周辺の土地について、調査や地元協議、関係機関との調整を行い、また、工場跡地や遊休土地については適宜情報提供を行い、企業誘致を推進して頂いているところですが、過去 10 数年の中で、市内大手企業の工場跡地（用途地域指定：準工業地域）に商業集積（施設）が建設される事例（土地利用）が見受けられません。

近年の都市づくりにおいては、中心市街地の活性化とコンパクトシティを国として推奨しているところであり、当市としても郊外への商業集積（施設）の立地は、まちづくりの観点からも好ましいことではないと考えます。

以上を踏まえ、準工業地域における工場跡地の土地利用につきましては、地元中小企業の市外移転防止と中小商業・サービス業の健全な発展に影響が出ぬよう、元来、島田都市計画で定められた工業系の活用（施設立地）が推進出来るような施策等を講じて頂きたく引き続き要望致します。

(回 答)

基本的に用途不適格工場が散在している区域の建築物については、工業系用途地域への移転を促進し、用途の純化を図っていきたいと考えております。

しかし、工業系の用途地域については、工業に特化した土地利用を進める地域や住宅等の混在を排除することが不相当と認められる工業地などを勘案しつつ、本市に求められている必要な規模を定めておりますので、既存の用途地域に許容されている建築物を規制することは適当ではないと考えております。

(要望項目)

(5) 地域への波及効果が高い企業誘致について (継続)

市におかれましては、当市の企業立地上の優位性に加え大井川の豊富な地下水を活かし、市内への企業誘致を積極的に図って頂いておりますが、国道 473 号線の 4 車線化、国道 1 号バイパス (佐夜鹿～野田) の 4 車線化、国道 473 号バイパス (金谷御前崎連絡道路) の新設事業によって、当市の交通アクセスの利便性は向上し、企業立地上の優位性は益々高まっていくと考えられます。

よって、今後も雇用の創出や固定資産税をはじめとする税収効果の向上、市内中小企業への発注やビジネスチャンス創出が期待出来る裾野が広く、地域への波及効果が高い企業を優先して誘致して頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

南北軸及び東西軸主要道路の整備は、交通アクセス機能の向上が期待され、島田市の優位性は益々高まるものと予想されます。

今後も、これらの優位性を活かした市内への企業誘致を積極的に図ってまいります。

また、企業 (業種) につきましては、食品製造及び飲料水関連企業などは、原材料となる地元農産物や包装紙、梱包材、物流、印刷など地元への波及効果が期待できますので、今後もこれらの業種を含め、市内中小企業のビジネスチャンス創出にも繋がる裾野が広い企業 (業種) を念頭において、誘致に取り組んでいきたいと考えております。

(要望項目)

(6) 県道河原大井川港線の拡幅及び道路照明灯の設置について (継続)

県道河原大井川港線における谷口橋以東の道路整備については、平成 25 年度に島田市細島地内のカーブ区間(源助橋付近)の道路拡幅を実施して頂いておりますが、同箇所は勿論、同路線島田市横井 4 丁目地先(島田球場付近)の幅員は極めて狭隘であることから、大型車輛の擦れ違いには余裕が無く、現に狭隘部分では転落や接触を伴う交通事故が発生する等、危険な状態が続いているため、その解消は喫緊の課題であります。

つきましては、現状の道路構造のままでは、交通量に見合った道路機能が不十分であり、交通の安全性が危惧されるため、引き続き同路線の拡幅について県へ働き掛けて頂きたいと引き続き要望致します。

また、同路線横井 2 丁目地先にて発生した夜間死亡事故を機に同現場付近へ道路照明灯を設置して頂き、その後も鋭意増設して頂いておりますが、元々同路線沿道は全体的に暗く、未だ危険な箇所が存在しているのが実情です。

つきましては、歩行者の安全確保はもとより交通事故の未然防止のため、可能な限り道路照明灯を設置頂きたいと、県への働き掛けについて併せて要望致します。

(回 答)

一般県道河原大井川港線については、谷口橋北交差点の左折レーンの設置を平成 24 年度から平成 25 年度にかけて事業を実施され、平成 25 年 6 月末に完成したことで、円滑な車両走行が確保されております。

さらに、島田市と藤枝市の境に位置する一級河川大津谷川を渡河する源助橋付近については、平成 25 年度までに測量・設計を終え、平成 26 年度には狭隘な曲線区間の道路拡幅工事を行われたことで、円滑な車両走行が確保されております。

その他、一般県道河原大井川港線と一般県道島田金谷線の交差点付近については、給食センターの移転が必要となり、希望する移転適地が見つからず、事業の進捗が図れていない状況ですが、平成 27 年度にて交差点部分の一部改善を実施する予定と伺っております。

残りの未整備区間の谷口橋北交差点以東及び島田市横井 4 丁目地内(島田球場付近)の道路改良については、事業実施されますよう引き続き要望を行ってまいります。

また、一般県道河原大井川港線の道路照明灯の設置については、県と警察とが協議を行い、今後、照明灯の無い横断歩道への道路照明灯の設置について、計画を進めていくと伺っております。

いずれにしましても、今後とも道路利用者が安心・安全に通行ができますよう、道路の拡幅及び道路照明灯の設置等について、道路管理者である県に対して継続的に要望を行ってまいります。

(要望項目)

**(7) 周辺地域の活性化を踏まえた東海道新幹線「富士山静岡空港駅」
(新駅)の設置について(継続)**

富士山静岡空港は、平成 26 年 3 月に発表された中部圏広域防災ネットワーク整備計画において、「大規模な広域防災拠点」として示されると共に、平成 26 年 3 月、県が策定された総合計画「後期アクションプラン～ポスト東京時代の日本の理想郷を創る～」においても、「大規模な広域防災拠点」として位置付けられ、首都圏空港の補完空港として、空港と直結した新幹線新駅の実現を目指しております。

さて、平成 22 年 12 月に県が発表した「空港ティーガーデンシティ構想」の中で示されている新駅候補地(第 1 高尾山トンネルと第 2 高尾山トンネルの間)を基本に有識者による新駅設置に係る初回の技術検討委員会が去る 6 月 4 日に開催され、工法等の具体的な事項について検討が行われたと聞いておりますが、今後、地形はもとより、空港周辺地域の人口や波及効果等、多岐にわたる項目を踏まえた検討を行うに当たっては、同候補地に拘ることなく幅広い見地から検討が行われることが肝要であります。

よって、20 年後、30 年後の地域の将来を見据えた魅力あるまちづくりビジョンを有効なものにするため、また、空港の付加価値を高め、空港周辺地域が将来にわたり魅力あるまちであり続けるため、最も効果的な場所に常設駅を設置することを念頭に進められるよう県に働き掛けて頂きたいと引き続き要望致しますと共に、市独自の設置案についてご検討頂きたいと併せて要望致します。

(回答)

東海道新幹線「富士山静岡空港駅」(新駅)の設置については、平成 10 年度に東海道新幹線静岡空港駅設置期成同盟会が発足し、平成 12 年 8 月の総会において、直下駅案が最適であるとされました。

その後、県と JR 東海との協議が進まず、期成同盟会としての活動は停滞していましたが、富士山静岡空港開港後の平成 22 年頃から期成同盟会の活動とは別に、県において新駅設置に向けた動きが出てきました。

平成 26 年度には、新駅関連施設である連絡通路及び駅前広場における位置や構造等の概略検討を行い、平成 27 年度は、県が設置している有識者会議である「新駅技術検討委員会」において新駅の建設を技術面から検討し、駅の構造や位置、費用などの調査を行い、平成 28 年度には、独自に設計作業などを行うため 10 億円の予算を盛り込んでいく考えと聞いております。

また、県は、「国の大規模な広域防災拠点」である空港の利便性が増すことや、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催による一時的な航空需要増にも対応できる「首都圏空港」としての活用など、新幹線新駅の設置の有用性について JR 東海や国に働きかけていると聞いております。

こうした県や国等の動向を見ながら、東海道新幹線静岡空港駅設置期成同盟会をはじめ、各方面に対して、島田市や空港周辺地域のために最も有益な新駅となるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

(要望項目)

(8) 島田市勤労者住宅資金利子補給金の取扱いについて(継続)

市内勤労者の住宅建設に要する資金の融通を円滑にするため、市内に自己の住居を建設しようとする勤労者に対して交付する島田市勤労者住宅資金利子補給金は、制度導入当初の趣旨である「勤労者福祉」の観点から、取扱金融機関を静岡県労働金庫に限定しておりますが、ご承知の通り住宅ローンについては、各金融機関から様々な商品が提供されており、利用者はその中から自由に選択出来る状況です。

市におかれましては、平成 26 年度に実施した事業仕分けの意見を踏まえ、市場の公平性の確保及び利用者の選択の自由の尊重と利便性の向上のため、例えば、利子補給率・補給限度額・利子補給期間等の制度内容の見直しを行うことにより、取扱金融機関を現金融機関以外にも拡大して頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

島田市勤労者住宅資金利子補給金については、平成 26 年度の事業仕分けの結果を重く受け止め、制度の廃止を前提に静岡県労働金庫と協議・検討し、平成 28 年度からの新規受付はしないことといたしました。

御要望いただきました「利子補給率・補給限度額・利子補給期間等の制度内容の見直しによる取扱金融機関の拡大」につきましては、現状より一人当たりの利子補給額を縮小することとなり、このことは、事業仕分の際に委員からいただいた「利子補給制度は、補給金額が少額なため、有効な支援につながっていないのでは」との御指摘に逆行することにつながります。さらには、厳しい財政事情も考慮いたしますと、取扱金融機関を拡大することは、極めて難しいと考えますので、こうした事情を御理解いただきますようお願いいたします。

(要望項目)

**(9) 定住人口の増加及び住宅関連産業等の需要下支えのための市独自の
新たな施策について(継続)**

島田市の将来にわたる継続的な発展や経済活性化を考えた時、定住人口の増加は重要な政策課題の一つと思われます。

快適で住み良い住環境の整備に対する補助制度は、居住する住民にとって魅力であり、他地域からの移住者の促進の一助になると考えられます。

また、住宅関連産業は地域建設業の中でも、とりわけ裾野の広い分野であり、補助制度を通じ、地域経済の活性化につながる効果的な刺激策になることが期待出来ます。

市におかれましては、現在、住宅に関連する助成制度として、住宅用太陽光発電システム設置事業補助金や木材需要促進対策奨励金等を実施されておりますが、住宅リフォーム奨励金や県の補助制度と連動したエコマイハウス支援事業費補助金は、多くの利用実績がありながらも、平成 23 年度をもって廃止されたところです。

つきましては、市内定住人口の増加と住宅関連産業等の需要下支えのため、住宅の新築・リフォーム等に関連した市独自の施策について積極的に導入して頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

市では人口減少対策を喫緊の課題と捉え、「島田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口減少に歯止めをかけるための各種施策を実施しております。

御提案の「住宅の新築・リフォーム等に関連した市独自の施策」ですが、移住・定住促進施策として平成 27 年度から「島田市に住もう応援奨励金」制度と「島田市空き家改修等事業費補助金」制度を開始いたしました。

「島田市に住もう応援奨励金」は、県外に 1 年以上居住する者が島田市に 5 年以上定住する目的で新築又は中古の住宅を取得した場合に奨励金を交付する制度で、「島田市空き家改修等事業費補助金」は、川根地区で実施している「空き家バンク」に登録された賃貸住宅のリフォームに係る経費を補助するものです。

これらの制度や既存の「木材需要促進事業」、「太陽エネルギー利用促進事業」等を活用することで市内への移住・定住を促進し、地域の活性化を図るとともに、併せて住宅関連産業等の需要の喚起を図ってまいります。

(要望項目)

(10) 島田市地域産業振興補助金に係る予算額の大幅な増額について (継続)

国では、ものづくり・商業・サービス革新補助金を設け、中小企業者等の革新的な設備投資やサービス・試作品の開発、生産・業務プロセスの改善等に支援を行っていますが、本制度も創設から 3 年が経過し、制度の存続が危惧されているところです。

一方、市におかれましては、予てより島田市地域産業振興補助金を設け、中小企業者等の設備及び施設の整備等に対して支援を行って頂いており、年々増加する利用実績に応じ、平成 26 年度より総額 1,000 万円（前後期各 500 万円）まで予算額を拡大して頂いたところです。

つきましては、厳しい経営環境におかれている中小企業の設備投資意欲を喚起すると共に、経営基盤の強化を図るため、より多くの市内中小企業者が利用出来ますよう可能な限り予算額を大幅に増額して頂きたく引き続き要望致します。

(回 答)

島田市地域産業振興事業費補助金につきましては、中小企業の皆様からの問い合わせや申込みも多く、毎年度予算を増額して対応してまいりました。

また、平成 27 年度からは、中小企業者等への企業訪問の中で要望の多かった「展示会等への出展の経費を支援してほしい」との御意見に基づき、「販路開拓事業費補助金」を新設いたしました。この補助制度につきましても、予算額以上の申込みをいただき、大きな効果に結びついていると判断しております。

しかしながら、限られた予算の中で各事業を効果的に実施していくためには、各補助制度の実績やニーズに合わせ、予算をバランス良く配分していくことが必要であると考えます。

特に「販路開拓事業費補助金」につきましては、平成 27 年度は財源の全てを国の地方創生交付金でまかなうことが出来ましたが、今後は、国の交付金だけで財源を確保することが出来なくなる状況です。

今後はこうしたことを踏まえ、「地域産業振興事業費補助金」につきましては、大変厳しい財政状況ではありますが、市内中小企業者を支援するために、できる限り予算の確保に努めてまいります。

(要望項目)

(11) 小水力発電の普及促進について (継続)

平成23年3月の東日本大震災を機に、我が国のエネルギー政策は大きな転換や見直しを迫られており、化石燃料の殆どを輸入に頼っている我が国においては、将来を見据えた適切なエネルギーミックスの推進が課題となっております。

こうした中で、環境への負荷が少ない再生可能エネルギーは、地球温暖化対策やエネルギーの安定供給の確保に資する等、将来にわたり安全・安心で持続可能な社会を構築する上で大変重要な役割を担っており、平成26年4月、閣議決定されたエネルギー基本計画（第4次計画）の中でも、未開発地点が多い中小水力発電を地域分散型のエネルギー需要構造の基礎を担うエネルギー源として活用していくことが期待されております。

特に、農業水利施設を活用した小水力発電については、県が平成25年3月にガイドラインを策定してその推進を図っており、一方、当市においても総合計画後期基本計画の中でその導入促進に努めることを位置付けております。

既に、当市においては、農林水産省が大井川土地改良区の農業用水を利用した小水力発電所を市内伊太地区に建設し、平成 25 年 7 月に稼働したところであり、また、六合地区において大井川土地改良区が小水力発電所の整備を予定する等の動きがあるとのことですが、農業用水をはじめとする水利に大変恵まれた当市にとって、小水力は正に次代を担う地域エネルギーとして活用出来る重要な資源であります。

よって、市におかれましては、市内における設置適地の調査をはじめとする研究に積極的に取り組むと共に、民間が行う小水力発電の技術開発や施設建設等に対する支援策を検討して頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

現在、市内には、伊太小水力発電所が供用を開始しているほか、六合地区において大井川土地改良区が小水力発電所の整備を進めています。また、特種東海製紙の赤松発電所などもあり、当市は県内でも大幅に導入が進んでいるものと考えております。

小水力発電は、市内を流れる豊富な水が活用できるほか、比較的安定的に出力できる再生可能エネルギーとして、総合計画後期基本計画においてその導入促進に努めることを位置付けております。

今のところ事業採算等において課題があると思われ、民間事業者による参入の声は聞かれませんが、市としましても引き続き調査・研究を進めるとともに情報収集を行ってまいります。

なお、現在の取り組みとしては、ゆめ・みらい百人会議のエコまち未来プロジェクトと小水力発電の合同検討会を設け、導入の可能性の調査や小水力発電事業への市の関わり方などの検討を継続し実施しているところです。

(要望項目)

(12) 島田市民病院における医師及び医療従事者の安定的確保に向けた取り組み推進について（継続）

全国的に医師及び医療従事者不足が指摘されている中で、2 次保健医療圏に位置付けられている島田市民病院の医師及び研修医の数は、93 人（出典：平成 26 年 4 月 1 日現在島田市民病院 HP より）であり、県内の 2 次保健医療圏における人口 10 万人当たりの平均値 127.9 人の 72%という看過出来ない状況にあります。

市におかれては医師及び医療従事者の安定的確保に向けて医師が働きやすい環境の整備、関連大学への医師派遣の働きかけを行い、看護師についても中途採用の随時実施、院内保育所の制度拡充等の取り組みをして頂いているところです。

今後も市民が安心し、頼りになる島田市民病院として機能して行くため、医師及び医療従事者が数ある医療機関の中から島田市民病院を選択して頂けるよう、より一層の労働環境及び生活環境の整備・充実を図られたく引き続き要望致します。

(回 答)

新病院建設に向けた事業が具体化する中、医師確保については、関連大学への医師派遣の働きかけを粘り強く続けていくとともに、特に県内出身者が多く在籍する地元医大への働きかけを強めていきたいと考えております。

また、医師にとって働きやすい環境整備として、医師住宅の改築、院内における医師の負担軽減を図る医療秘書の増員などを行い、自身の専門診療に打ち込めるよう組織として配慮しております。

一方、治療行為や手術などの医療技術の習得や、治療・手術の実績づくり（論文・学会発表）等の医師の向学心に応えるために、優れた指導医を揃えることは勿論、院内カンファレンス、Web 会議による院外研修や学会出席など、様々な学習機会を充実・確保しており、修学資金貸付制度や図書購入費の支給なども行っております。

なお、看護師についても、新規採用だけでなく中途採用を随時実施し確保に努めています。

また、子育て中の職員が働きやすいように、育児短時間勤務の実施、院内保育所の利用時間の延長や休日・24 時間保育の実施も継続して行ってまいります。

(要望項目)

(13) ラウンドアバウトの導入について(継続)

交差点は、出会い頭の事故や速度超過による重大事故等、未だ安全性に問題を抱えておりますが、その解決策の一つとして、我が国においても 2000 年代に入り、ラウンドアバウトの導入が進んで来ております。

この動きは、ラウンドアバウトの安全性の高さが他の交差点形式よりも優れていることや車輦のスムーズな流れを確保出来るということが最大の理由であると言われております。

また、交差点における信号等の施設維持管理経費の削減や車の CO2 排出抑制効果等、ラウンドアバウトの効果は多岐にわたると言われ、全国の事例に基づき、国の国土技術政策総合研究所においても、調査・研究が行われているところです。

既に、本県でも「静岡県ラウンドアバウト検討委員会」が設置され、検討が始まっておりますし、焼津市においては既に実証実験も行われました。

ご承知の通り、島田市内には、変則的な交差点が多くあり、車輦のスムーズな通行が必ずしも確保されていないところもあることから、安全性の向上と効率的な運用が実現出来るよう市内交差点へのラウンドアバウト導入に向け、積極的に取り組んで頂きたいと引き続き要望致します。

(回 答)

ラウンドアバウトは、ロータリーなどと呼ばれる円形交差点のうち、環道交通が優先される交差点のことをいい、全国各地の設置導入事例によると、特に五差路などの変形交差点において、交通処理の円滑化や交通事故の削減に効果が確認されるとともに、東日本大震災以降では、停電時における交差点処理の安全性・自律性確保の観点においても効果が期待されていることは御提案のとおりであります。

平成 26 年 9 月 1 日には道路交通法改正により「環状交差点」と定義され、本格的な運用が始まりました。警察庁は、平成 26 年 9 月から平成 27 年 10 月までに、全国 15 都府県 48 箇所の環状交差点内において、死亡・重傷事故の発生はなかったと公表しており、全国的に今後より一層の普及が進むものと思われまます。

市におきましても、新設道路の交差点 1 箇所について、ラウンドアバウトの採用に向けて具体的な検討を進めております。今後も市内の他の交差点への適用可能性について調査・研究を進め、実現可能なところは積極的に整備を進めてまいりたいと考えております。

その一方で、交通事故の防止を目指すうえで道路利用者一人ひとりの交通ルールの遵守が何よりも重要であることには変わりはありません。市としましても、交通ルールやマナーの向上についても広く呼びかけ、交通事故のない社会の実現を目指してまいります。

(要望項目)

(14) 小規模事業者経営改善資金(マルケイ資金)に係る市独自の利子補給について (復活)

商工会議所及び商工会が融資申込企業を調査・審査し、日本政策金融公庫に推薦することによって融資される「小規模事業者経営改善資金(マル経資金)」は、小規模事業者の資金繰り円滑化と経営上の課題解決を併せて支援する事業として、昭和 48 年に国が政策的見地から創設した融資制度であり、今日においても極めて重要な役割を担っております。このような中、国が定め、商工会議所や商工会が行っている「経営改善普及事業」の実効性の確保と同資金利用者の財政負担の軽減を図るため、同資金利用者に対する利子補給制度を設けている商工会議所・商工会も年々増加して来ていることから、当所においても平成 22 年度に当所独自財源による利子補給制度(但し、会員事業所限定)を創設したところであります。

一方、行政レベルにおいてもマルケイ資金利用者に対する利子補給制度を創設する市町が平成 27 年度時点で、日本政策金融公庫静岡支店管内(静岡市・焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・富士市(※旧富士川町)、吉田町・川根本町の 6 市 2 町)において、既に島田市以外の 5 市 2 町が独自の利子補給制度を設け、小規模事業者を支援しております。

以上を踏まえ、当市におきましても中小企業事業資金利子補給制度(対象：市小口資金・短期経営改善資金)の対象にマルケイ資金も加えて頂きたいと改めて要望致します。

【参 考】

| | |
|----------|---|
| 牧之原市 | 設備資金のみ対象 補給期間：3 年 補給率：1% (10 万円が限度) ※牧之原市商工会⇒運転資金のみ対象 補給期間：1 年 補給率：貸付利率の 50% |
| 川根本町 | 運転・設備資金対象 補給期間：最大 5 年 補給率：0.5% ※川根本町商工会⇒運転・設備資金対象 補給期間：最大 5 年 補給率：0.5% |
| 吉田町 | 運転・設備資金対象 補給期間：1 年 補給率：0.5% ※吉田町商工会⇒利子補給制度無し |
| 焼津市 | 運転・設備資金対象 補給期間：設備資金 5 年 運転資金 3 年 補給率：0.3% ※焼津商工会議所⇒運転・設備資金対象 補給期間：1 年 補給率：0.5% |
| 藤枝市 | 運転・設備資金対象 補給期間：設備資金 2 年 運転資金：1 年 補給率：設備資金は年間支払利子額÷借入利率 運転資金は 0.5% ※藤枝商工会議所⇒運転資金のみ対象 補給期間：1 年 補給率：0.5% |
| 静岡市 | 運転・設備資金対象 補給期間：1 年 補給率：1% ※静岡商工会議所⇒利子補給制度無し |
| 富士市 | 運転・設備資金対象 補給期間：2 年 補給率：0.5% |
| (※旧富士川町) | ※富士川町商工会⇒利子補給制度無し |
| 島田市 | 利子補給制度無し ※島田商工会議所⇒運転・設備資金対象 補給期間：1 年 補給率：0.5% |

(回 答)

当市においては、御承知のとおり「小口資金」や「短期経営改善資金」の利子補給制度を実施しており、中小企業の経営の安定及び合理化の促進に寄与しているものと考えております。

「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」の目的や必要性、近隣市町の利子補給制度の設置状況については認識しており、既に島田商工会議所、島田市商工会において、小規模事業者経営改善資金利用者の財政負担の軽減を図るため、同資金利用者に対する利子補給制度を設けていることについても承知しております。

しかし、当市が実施している他の補助制度を継続していくことも重要であり、限られた財源の中で、今後も効果的に中小企業に対する支援を推進するためには、選択と集中による事業の実施が必要であると考えております。

したがって、現時点では、「小規模事業者経営改善資金（マル経資金）」に係る利子補給の実施は難しいと考えますので、御理解いただきますようお願いいたします。

(要望項目)

(15) 建設業に係る資格取得及び労働環境改善に資する補助制度の創設について (新規)

建設業は、地域雇用の受け皿という側面を有し、その就業人口の多さからも地域の基幹産業としての役割を担っておりますが、現状では工事案件も減少傾向にあり、また、その内容も「造る・建てる」から、「維持・管理」へと移行していくことが予想される等、大変厳しい環境に置かれております。

こうした中、建設業界への若年入職者は減少して来ており、慢性的な人材不足と職人の高齢化から、専門技術・技能の伝承が危惧されます。

つきましては、建設業界の人材育成を図ると共に、労働環境の改善及び人材の確保・定着を図るため、建設業法が定める建設工事区分 28 業種に係る資格取得費用や昨今の建設業界への女性進出に伴う女性用トイレやシャワー等の設置費用に対する補助制度を創設して頂きたいと要望致します。

(回 答)

建設業に係る資格取得や女性用トイレ及びシャワー等の設置については、基本的に事業者が行うべきものと認識しており、現状において市が独自の補助制度を創設する考えはありません。特に資格取得については、改正品確法の基本理念として掲げられた「担い手の中長期的な育成・確保」のための適正な利潤が確保できるよう、平成 27 年 4 月 1 日に土木積算基準を改定し、一般管理比率及び現場管理比率の引き上げを実施しております。

しかし、こうした取り組みは民間事業者だけでは進まないのが現状であることも認識しており、建設業における女性の活躍を推進するために「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」が国土交通省と建設業界により策定され、官民一体となった取り組みが始まっていると聞いております。

また、こうした取り組みは、県においても入札制度で試行され始めていることから、市が公共工事を発注する際に、必要に応じて女性トイレや更衣室の設置について積算上配慮することや、個人の技術者がその技術力を正當に評価される仕組みづくり、女性の登用に前向きな事業者や子育て支援を進める企業の情報の公開と併せ、働く意欲のある女性とのマッチングなど、今後、国や県の動向を見ながら調査・研究していきたいと考えております。

(要望項目)

(16) 蓬莱橋周辺の環境整備について (新規)

蓬莱橋は世界一長い木の橋としてギネスブックに登録され、年間約 10 万人の観光客が訪れる市内屈指の観光スポットですが、橋周辺の環境は土産物販売や飲食店もなく観光客をもてなすには不十分な現状があります。

このような中で、島田市ゆめ・みらい百人会議では現状調査を行い、今後の展開を検討するため、本年ゴールデンウィーク (GW) 限定で茶のサービス、地元菓子販売のイベントを開催されましたが、6 日間で 1 万人弱が訪れ、潜在的な需要が伺えました。その際、300 人弱にアンケートを行ったところ、観光客向けの設備を整えて欲しいと多くの意見が寄せられたと伺っており、蓬莱橋の長さは約 900m もありますが、上記 GW のイベント期間中、橋を渡り切る人は来訪者全体の約 7 割と聞いております。

一方、昨今では、国土交通省が推進している水辺空間の賑わい創出のための所謂「ミズベリングプロジェクト」への取り組みが全国的に拡大して来ていることを踏まえ、蓬莱橋周辺へ恒常的な湯茶接待及びイベント物販等が実施可能な環境を整備して頂くと共に、需要に見合った観光客向け施設 (公衆トイレ (洋式)) 等の整備・充実について要望致します。

(回 答)

蓬莱橋の物販所兼休憩所につきましては、場所が河川区域内ということもあり、水辺空間を活かし地域づくりを行うミズベリングの取り組みにおいて、関係者による協議会を設立して検討し、平成 28 年度に建物の設計を行い、平成 29 年度には建設に着手していきたいと考えております。協議の進捗具合によっては、平成 28 年度中にも工事に着手し、早期の完成を目指してまいります。

また、トイレにつきましては、利用者の利便向上に向けて、洋式便所への改修、トイレまでのアプローチの舗装、受水タンクの拡張工事等を検討してまいります。

いずれにしましても、島田市にとって重要な観光資源である蓬莱橋は、シティプロモーションを推進するために必要不可欠なものでありますので、蓬莱橋周辺の環境整備につきましても順次進めてまいりたいと考えております。

(要望項目)

(17) 島田市観光特産品開発支援事業の継続について (新規)

市におかれましては、国から「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」の交付を受け、「地方創生」推進に向けた事業として、「観光特産品開発支援事業」に取り組んで頂いております。

今後も地域の特性を生かした観光特産品開発は、地域活性化のみならず、事業活動の活発化や就業機会の拡大にもつながることが期待出来るため、引き続き市内事業者、団体等が観光特産品の開発に取り組めるよう「島田市観光特産品開発支援事業」の継続を要望致します。

(回 答)

島田市観光特産品開発支援事業につきましては、本市の知名度向上や観光振興を目的に、地域資源や特性を生かした観光特産品の開発等を行う事業者に対し、補助金を交付しております。平成 27 年度は、6 件の交付申請があり、合計 4,849 千円の補助金を交付する予定となっております。

こうした事業を契機に、市内事業者等のやる気を促し、島田市の観光振興につなげていくことが重要であると考えておりますので、平成 28 年度におきましても継続して実施してまいります。

島田商工会議所におかれましても制度の周知等、事業推進への御協力をお願いいたします。

(要望項目)

(18)市道大井川右岸 1・2号線の拡幅について (新規)

市道大井川右岸 1・2 号線につきましては、初倉地域の産業道路として使用されておりますが、大型車輛の擦れ違いに余裕が無く、現に狭隘部分では転落等の交通事故が発生しており、危険な状態が続いているため、その解消は喫緊の課題であります。つきましては、現状の道路構造のままでは、幅員が狭く交通の安全性が危惧されるため、同路線の拡幅について要望致します。

(回 答)

市道大井川右岸 1・2 号線の利用状況については、市も認識しております。

市では、都市計画道路整備プログラム等により限られた財源の中で効果的かつ効率的な道路整備を目指しており、その中で、初倉地域においては東西交通では市道色尾大柳線の色尾南交差点から市道大井川右岸 3 号線（東海クノール食品株）までの区間の整備と南北交通では都市計画道路谷口中河線の市道色尾大柳線交差部から都市計画道路中河南原線（主要地方道島田吉田線はばたき橋）までの区間の整備を順次進めております。

また、主要地方道島田吉田線バイパスの全線供用開始（H26. 11. 11）及びはばたき橋供用開始（H25. 8. 3）により、交通形態も大きく変化し谷口橋を通行する断面交通量も減少しております。

こうした道路整備によって、交通の分散化が図られ、市道大井川右岸 1・2 号線への大型車流入の軽減が見込まれ、交通事故発生も抑制されると確信しております。

このため、市道色尾大柳線及び都市計画道路谷口中河線の整備を優先的に促進し、初倉地域の産業道路網を構築し、その結果を踏まえた上で、市道大井川右岸 1・2 号線の拡幅事業の必要性について、調査・検討してまいりたいと考えております。

しかしながら、路肩及び路面の破損による危険な箇所については、河川管理者（国）の許可のもと随時対応してまいります。

(要望項目)

(19) 県道伊久美元島田線のバイパス道路の早期整備について (新規)

県道伊久美元島田線は、予てより多くの生徒児童や地元住民が利用する道路となっておりますが、大津地区には、ばらの丘ニュータウン、ローズアリーナ、市営大草住宅等が順次建設される等、同路線周辺の土地利用の進展に伴い、年々、交通量が増加し、昨今では交通渋滞が随所で見受けられるようになって来ております。

つきましては、現状の道路構造のままでは、交通量に見合った道路機能が不十分であり、交通の安全性が危惧されるため、県道伊久美元島田線のバイパス道路（供方橋～大津小西側）の早期整備について県へ働き掛けて頂きたいと要望致します。

(回 答)

要望を受け、島田市の県道事業を所管する静岡県島田土木事務所に改めて照会をしたところ次のとおり回答がありました。

「県道伊久美元島田線のバイパス道路については、地元自治会からの要望を受け、事業の実施に向け事業着手準備制度を活用するため、候補箇所として選定会議に上げさせていただいておりますが、伊久美元島田線バイパス道路は、事業規模が大きく多額であることと、他の優先道路の整備により、事業着手準備制度の選定を受けることが出来ておりません。

今後も、事業の実施に向け、事業着手準備制度の活用を図れるよう、現時点では選定会議に対し候補箇所として上げていきます。」

こうした回答を受け、市としては、島田土木事務所幹部との会議などの機会を含め、継続して事業着手についての要望等、働き掛けてまいります。